

## 各府省庁の最近の取組等

- |     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 1-1 | 内閣府   | …1頁～  |
| 1-2 | 総務省   | …18頁～ |
| 1-3 | 文部科学省 | …20頁～ |
| 1-4 | 農林水産省 | …23頁～ |
| 1-5 | 経済産業省 | …27頁～ |
| 1-6 | 環境省   | …32頁～ |
| 1-7 | 国土交通省 | …39頁～ |

# 内閣府

# まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

---

令和元年6月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

# 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」の策定に向けた有識者会議（増田寛也座長）において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

## まち・ひと・しごと創生基本方針2019

### ◎基本方針の枠組

- ①第2期（2020年度～2024年度）の基本的な考え方
- ②第2期の初年度（2020年度）に取り組む主な事項

### ◎今後のスケジュール

- 6月：基本方針2019策定
- 12月：第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

# 第2期の方向性

## 第1期(2015年度～2019年度)の枠組

国

2014年12月策定

長期ビジョン

: 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略

: 第1期の政策目標・施策を策定

地方

全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン

: 各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略

: 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

### 4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、  
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

## 第2期(2020年度～2024年度)の枠組

第1期での地方創生について、「**継続を力**」にし、  
より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略)

◆年内に改訂(ビジョンについては、大きな変更なし)

(地方のビジョン・総合戦略)

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

### 4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化

・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化

・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携

◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加

◆新たな視点に重点をおいて施策を推進

・新しい時代の流れを力にする(Society5.0等)、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

◆従来の枠組を維持

◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

### (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆ 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

### (2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆ 「地方から世界へ」。

### (3) 人材を育て活かす

- ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

### (4) 民間と協働する

- ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

### (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

### (6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

# 2020年度における各分野の主要な取組

## 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- ・ 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- ・ 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- ・ 「海外から稼ぐ」地方創生
- ・ 地方創生を担う組織との協働
- ・ 高等学校・大学等における人材育成

## 2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 地方への企業の本社機能移転の強化
- ・ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 「関係人口」の創出・拡大
- ・ 地方公共団体への民間人材派遣
- ・ 地方の暮らしの情報発信の強化

## 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・ 個々人の希望をかなえる少子化対策
- ・ 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

## 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 交流を支え、生み出す地域づくり
- ・ マネジメントによる高付加価値化
- ・ Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・ スポーツ・健康まちづくりの推進

## 5. 連携施策等

- ・ 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- ・ 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- ・ 規制改革、地方分権改革との連携
- ・ 国土強靱化等との連携

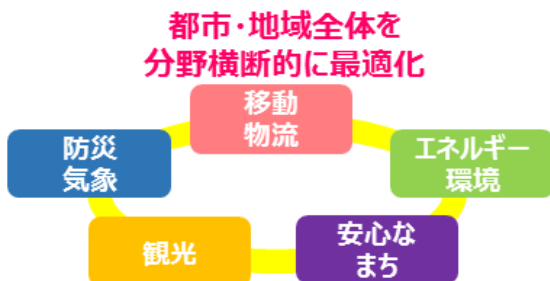
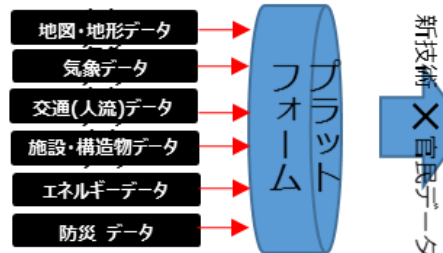
# 地域経営の視点で取り組むまちづくり

## スマートシティ

- AI、IoTなどの新技術や官民データの活用により、都市・地域課題の解決を図るスマートシティの取組について、モデル事業の実施や、官民連携のプラットフォーム構築等により推進。

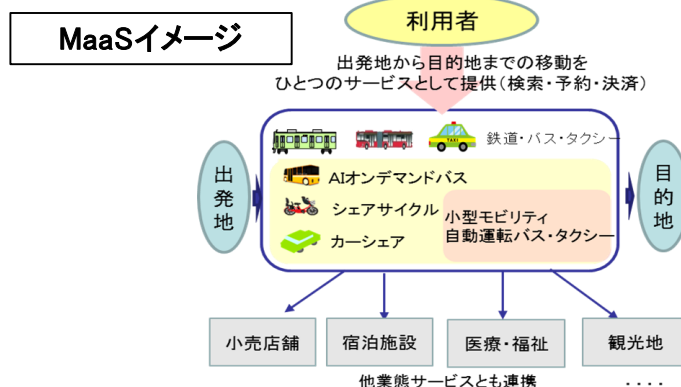
＜スマートシティの概念＞

様々なデータを収集・見える化



## MaaS

- 交通事業者間のデータ連携に関するルール整備や、シームレス化に必要な交通結節点整備等により、MaaSなどの新たなモビリティサービスのモデル構築や社会実装を推進。  
※MaaS…Mobility as a Service の略



## 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダーレス化(※)の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出し、イノベーションの創出や地域消費の活性化を図る。

※公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮



公園を芝生や民間カフェ設置で再生(東京都豊島区)

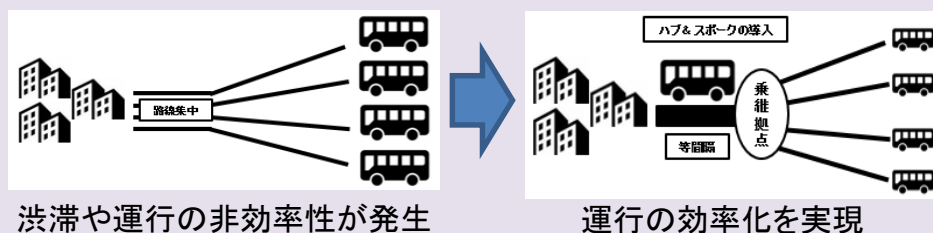


駅前の歩行者空間の創出(兵庫県姫路市)

## 地域交通を取り巻く課題への対応

- 地域の公共交通ネットワークの維持等のため、乗合バスなど交通事業者間の路線、運行間隔、運賃等についての連携・協働を円滑・柔軟に行うことができるよう、競争政策の見直しの観点から、具体的な仕組みを検討。
- 地域交通の維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について、本年度中に制度改正等(※)に着手。  
※地域公共交通活性化再生法の見直し等

【事業者間の連携・協働イメージ(路線ネットワークの再編)】





## 法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換(住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用)を図ることにより、地方の魅力を上

## 法案の概要

### 1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致



コミュニティバスの導入等



住宅をシェアオフィス等として活用



若者世代の入居と多世代交流の促進

### 住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

#### 多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続
  - ・都市計画決定・変更手続
- 【第17条の37～第17条の39】

#### 地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に必要の許認可手続
- 【第17条の43～第17条の51】

#### 介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続
- 【第17条の40～第17条の42】

#### まちづくりの専門的知見の活用

- ・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供
- 【第17条の52】

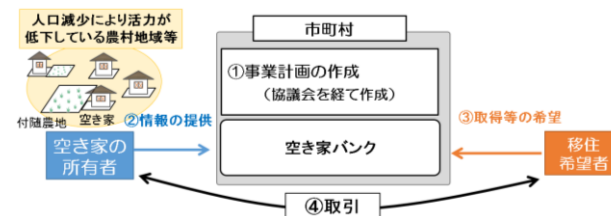
ワンストップ処理



### 2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



#### 移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】  
(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等  
(例:農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

### 3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進



大阪府:大阪府宮城方田ノ口住宅建替事業



岡山市:出石小学校跡地整備事業

#### PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。  
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

## 【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

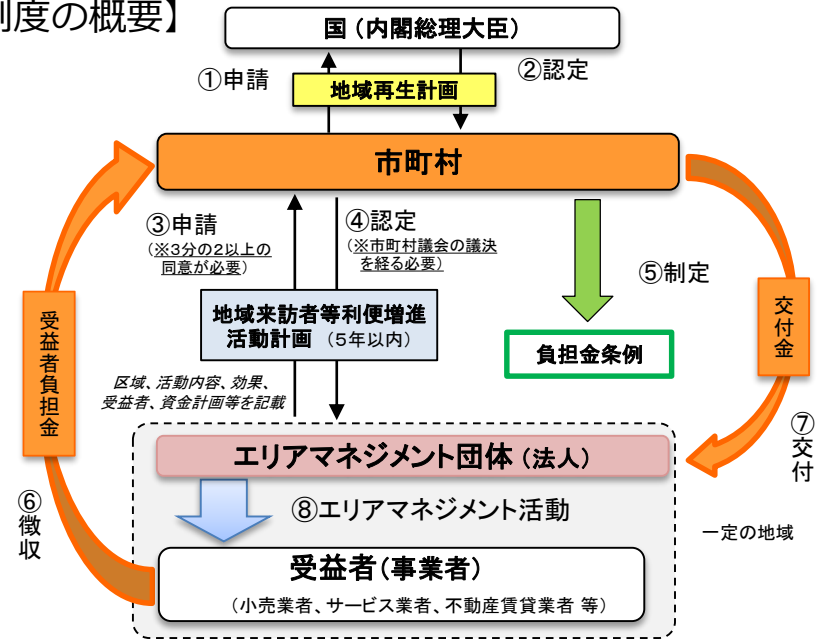


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

## 【制度の概要】



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

# 地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン

## ☑ガイドラインの目的

- ・制度の理解の促進 及び 活用に向けて必要な手続等の解説

## ☑ガイドラインの対象者

- ・市町村のまちづくり担当部局の職員の方々
- ・エリアマネジメント団体の方々

## ☑ガイドラインの構成

### 第1部：地域再生とまちづくり

- ・地域再生の課題とエリアマネジメントの必要性及びその概念について

↓  
ベースとなる考え方

### 第2部：地域再生エリア マネジメント負担金制度の活用方法

- ・制度の骨格と各主体の役割、活用に  
当たってのプロセスの解説

→  
利益の  
捉え方

### 第3部：受益と負担の 把握・算定方法

- ・活動による経済的効果の  
把握・算定についての解説



- ☑ **対象となる地域** 自然的・経済的・社会的に一体で、事業者が集積する**商業エリア、業務エリアなど(住宅地は対象外)**
- ☑ **活動の実施主体** **法人格**を有するエリアマネジメント団体(NPO法人、一般社団法人、その他の営利を目的としない法人など)
- ☑ **対象となる活動と活動のターゲット** 「**来訪者等**」の定義…**来訪者(買物客、観光客等)、滞在者(就業者等)**

	①イベント系事業	②公共空間整備 運営系事業	③情報発信系事業	④公共 サービス系事業	⑤経済活動基盤 強化系事業
<b>エリマネ活動 の種類</b>  想定される活動であり 地域再生エリアマネジメント 負担金制度の事例では ありません ( )内は写真提供	集客イベント(マル シェ、お祭り等) 一時的な環境整備 (イルミネーション 等)等 	歩行者空間の拡大 歩行者環境の整備 オープンカフェ コミュニティ拠点の整 備運営 等 	メディア構築運営 情報連携体制構築 マップ作製 案内機能構築運営 等 	交通サービス(エリア内 巡回バス等) ワーカー支援サービス (ビジネス・ウェルネス・ 子育て等)等 	防災・防犯活動 清掃活動 警備活動 等 
	梅田ゆかた祭 (梅田地区エリアマネジメント実践連絡会)	新虎通り 旅するスタンド (森記念財団都市整備研究所)	駅前十街区MAP (札幌駅前通まちづくり株式会社)	丸の内シャトル (大丸有エリアマネジメント協会)	巡回警備 (グランフロント大阪TMO)
	はかた駅前通りのイルミネーション (博多まちづくり推進協議会) 	丸の内仲通りアーバンテラス (大丸有エリアマネジメント協会) 		まちなかサポートセンター ぶく+ (まちづくり福井株式会社) 	防災活動【AED講習会】 (梅田地区エリアマネジメント実践連絡会) 
<b>効果</b> (来訪者等の増加)	○	○	△	◇	△
	(○：来訪者等の増加に直接関係するもの △：間接的に関係するもの ◇：来訪者等の増加よりもむしろ利便増進に寄与するもの)				
	<b>来訪者等の利便増進に資する活動</b>				
	<b>来訪者等の増加を図る活動</b>				

# 経済効果の基本的考え方

→主に**来訪者等の増加**を目指す活動

エリアマネジメントによる**経済効果を貨幣換算**

→主に**来訪者等の利便増進**を目指す活動

必ずしも収益は見込めず、貨幣換算がしづらい

利用頻度、利用者の満足度、スケールメリットによる

コスト低減を示す

エリアにおいて把握可能で、かつ**受益事業者の**

**理解が得られる経済効果を示す**

【エリアマネジメント活動】

【個々の事業者】

定量化

地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する事業のコスト総額を算出

事業コスト

個々の負担

定量化

事業コストを地域の特性や事業内容に応じて個々の負担者に合理的に割り振る

定量化

来訪者等を増加させる活動は、貨幣換算利便増進活動は、  
 ・利用頻度見込  
 ・コスト低減による利益  
 ・満足度

経済効果

個々の受益  
(期待)

合意を得る  
必ずしも定量化する必要はない

## エリアマネジメント活動と経済効果の関係性

### ● 基本的な考え方

- エリアマネジメント活動による**来訪者等の増加**が、経済的な効果を生み出すと考えられる
- 既往の研究※でも歩行者通行量増加と売上高、地価との関係が示されている

エリアマネジメント活動

来訪者等の増加※

経済効果の向上

来訪者等の増加※ によって売上高、地価などの経済効果が向上

### ● 活動の 카테고리 と経済効果のつながり



### 来訪者等の増加に直接関係する活動

→ ①② ※③⑤は同時に経済効果を算定

### 来訪者等の利便増進に寄与する活動

→ ③④⑤ 利便増進の程度を把握し、経済効果との関係性を整理（利用頻度の増加、満足度の向上、スケールメリットによるコスト低減） 事例：丸の内シャトル

# 中枢中核都市の機能強化の考え方

## 1. 中枢中核都市の位置付け

東京一極集中の是正等の観点から、中枢中核都市を未来投資戦略2018等において位置付け

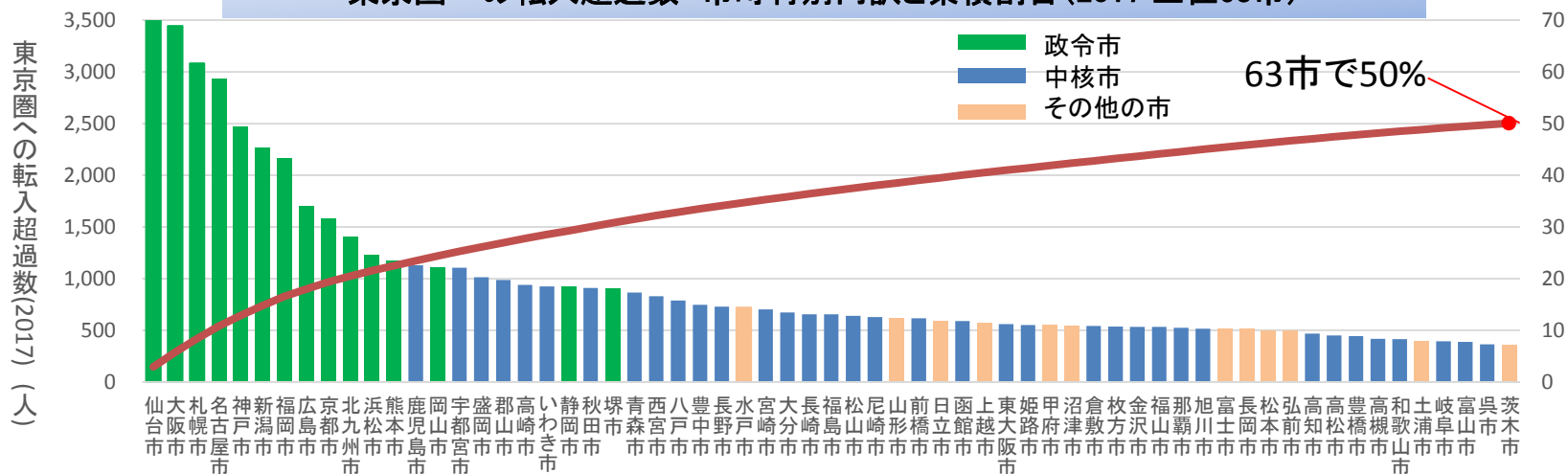
○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

## 2. 中枢中核都市の考え方

- 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されている。
- そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合(2017 上位63市)



# 中枢中核都市の範囲について

## 1. 中枢中核都市に期待する役割

- 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、
- 圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を有する(圏域住民が、東京圏に行かずとも就業、就学等の自己実現を果たし、豊かな生活環境を享受できる)

## 2. 中枢中核都市が備えるべき機能と主な評価軸

### ①産業活動の発展のための環境が整っていること

- (例) ○ 企業の重要な業務拠点の集積があること
- イノベーションが創発される産学連携等の環境があること(大学、高専、研究施設、公設試験研究機関等、研究開発拠点の存在等)

### ②広域的な事業活動、住民生活等の基盤があること

- (例) ○ 広域交通拠点(新幹線駅・空港・高速IC)へのアクセス性が高いこと
- 救命救急センター等の高次医療施設、高次文化施設等があること

### ③国際的な投資の受入環境が整っていること

- (例) ○ MICE施設、宿泊施設、教育機関等が存在すること
- 国際的な研究施設等が存在すること

### ④都市の集積性・自立性

- 人口が概ね20万人以上で、昼夜間人口比率が一定値以上であること(衛星都市・ベッドタウンは対象外)

東京圏(1都3県)以外の政令指定都市、中核市及び施行時特例市並びに県庁所在市及び連携中枢都市に該当する市

※昼夜間人口比率が概ね1.0未満の都市を除く

# 中枢中核都市一覽

道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
政令指定都市 (15市)	札幌市			仙台市							新潟市							静岡市 浜松市	名古屋市				京都市
中核市 (46市)	函館市 旭川市	青森市 八戸市	盛岡市		秋田市	山形市	福島市 郡山市 いわき市		宇都宮市	前橋市 高崎市		富山市	金沢市	福井市	甲府市	長野市	岐阜市		豊橋市 岡崎市 豊田市			大津市	
施行時特例市 (15市)								水戸市 つくば市		伊勢崎市 太田市	長岡市 上越市					松本市		沼津市 富士市	春日井市	四日市市			
県庁 所在市 (3市/46市)	(札幌市)	(青森市)	(盛岡市)	(仙台市)	(秋田市)	(山形市)	(福島市)	(水戸市)	(宇都宮市)	(前橋市)	(新潟市)	(富山市)	(金沢市)	(福井市)	(甲府市)	(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)	(名古屋市)	津市	(大津市)	(京都市)	
連携中枢 都市 (3市/34市)	(札幌市)	(八戸市)	(盛岡市)				(郡山市)				(新潟市)	(富山市) 高岡市・ 射水市	(金沢市)	(福井市)		(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)					

道府県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
政令指定都市 (15市)	大阪市 堺市	神戸市					岡山市	広島市						北九州市 福岡市			熊本市					
中核市 (46市)	八尾市 東大阪市	姫路市 尼崎市 西宮市	奈良市	和歌山市	鳥取市	松江市	倉敷市	呉市 福山市	下関市		高松市	松山市	高知市	久留米市		長崎市 佐世保市		大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
施行時特例市 (15市)	岸和田市 吹田市 茨木市														佐賀市							
県庁 所在市 (3市/46市)	(大阪市)	(神戸市)	(奈良市)	(和歌山市)	(鳥取市)	(松江市)	(岡山市)	(広島市)	山口市	徳島市	(高松市)	(松山市)	(高知市)	(福岡市)	(佐賀市)	(長崎市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)	(那覇市)	
連携中枢 都市 (3市/34市)		(姫路市)			(鳥取市)		(岡山市) (倉敷市)	(広島市) (福山市) (呉市)	(下関市) (山口市・) 宇部市		(高松市)	(松山市)	(高知市)	(北九州市) (久留米市)		(長崎市) (佐世保市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)		

※ 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の昼夜間人口比率0.9以上の市を対象

（平成31年4月1日現在）



# 中枢中核都市の機能強化に係るハンズオン支援 政策テーマと今後の対応

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」(平成30年12月21日閣議決定)において、「中枢中核都市の機能強化に向けて、**中枢中核都市が共通に抱えている課題(政策テーマ)を対象とし、手上げ方式により、関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う**」とされたことを踏まえ、以下の政策テーマを対象に省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う。
- ハンズオン支援の対象については、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するといった中枢中核都市の機能強化の趣旨を踏まえ、**中枢中核都市に重点を置き、政策テーマごとに対象都市を選定**する。

## 【ハンズオン支援の対象とする政策テーマと今後の進め方】

### ① 近未来技術の社会実装の推進

内閣府地方創生推進事務局を中心に、「近未来技術等社会実装事業」の活用を通じ、AI、IoT等の近未来技術を活用した社会課題解決のための地域への実装の推進を図るため、当該事業によるハンズオン支援を行う。

### ② 地域中核企業等の成長の促進

経済産業省を中心に、地域経済の活性化に向けて、「地域中核企業等の成長の促進」を図るため、地域未来投資促進法等の支援スキームを活用した基本計画や連携支援計画の策定・実施(地方創生推進交付金等の活用を含む)など環境整備の取組を開始することとし、ハンズオン支援を行う。

### ③ 国際競争力の強化を図る都市再生の推進

内閣府地方創生推進事務局を中心に、都市再生制度の活用を通じた優良な民間都市開発プロジェクトの実現等による都市の国際競争力の強化を図るため、「都市再生緊急整備地域の候補地域」としての申出を随時受け付け、準備が整った地域について候補地域として設定し、ハンズオン支援を行う。

### ④ 住宅団地の再生

内閣府地方創生推進事務局を中心に、高齢化等の課題を抱える住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、3月15日に閣議決定した地域再生法改正法案における「地域住宅団地再生事業」の活用を通じたハンズオン支援の具体的なスキームについて検討した上で、本事業制度の創設以降にハンズオン支援の対象都市の募集を行う。

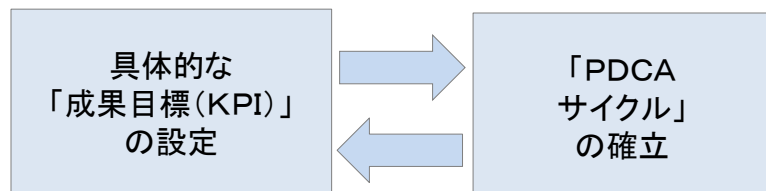
# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

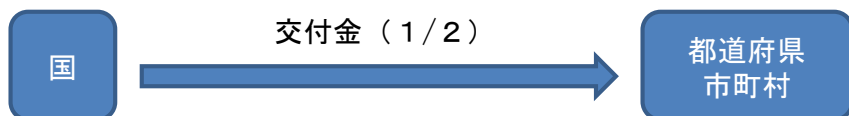
○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

## 31年度からの主な運用改善

### ①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

### ②企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

# 総務省

# 圏域における広域連携の推進等

本格化する人口減少下においても活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏の形成や、圏域内の都市機能等を戦略的に確保する取組等を支援。

【R1予算額:約2億円】

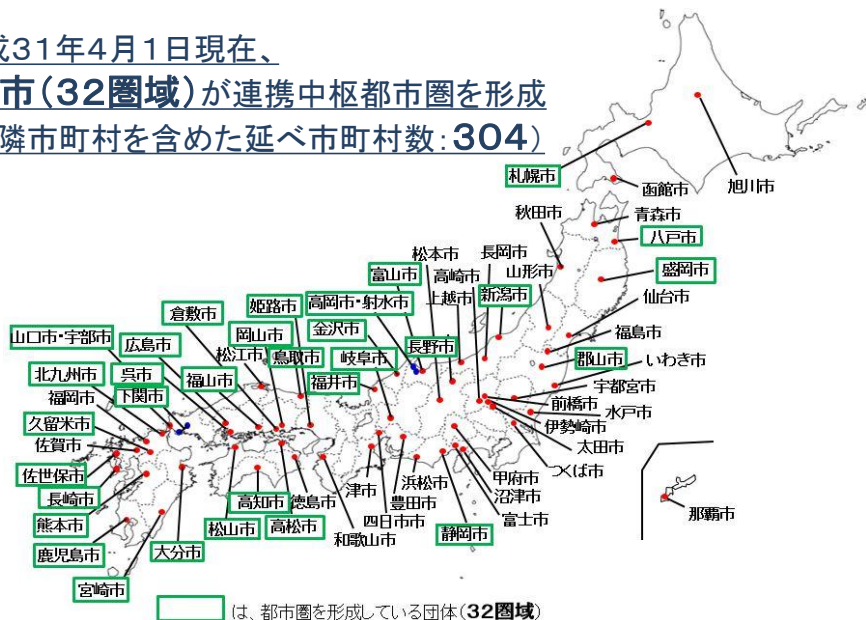
## 【これまでの取組・現状】

- 地方圏の中核となる指定都市又は中核市が近隣市町村と行政サービスの共有と役割分担を図り、人口減少下においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏の形成等を推進。

## 【目標・成果イメージ】

- 人口の縮減とともに、都市圏全体で維持できる行政サービスや施設の全体量も縮減。個々の自治体がそれぞれフルセットの行政を行うのではなく、圏域全体で必要な行政サービスが提供できるようにするための広域連携の推進等が必要。
- 都市機能（公共施設、医療・福祉、商業等）の役割分担といった負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成など圏域単位での対応に積極的に取り組む自治体を支援することで、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組の推進が必要。

平成31年4月1日現在、  
**34市(32圏域)**が連携中枢都市圏を形成  
 (近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



# 文部科学省

## 公立学校施設に係る財産処分手続の概要

### 原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用する場合は、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。（根拠：補助金適正化法等）

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要にする**など、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

### 無償による財産処分の場合

- ・過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
- ・交付決定事項(当該新增改築事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の大規模改築事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。)
- ・学校施設を一時的に学校教育以外の用に供する場合
- ・廃校施設等の改築を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合

手続不要

- ・国庫補助事業完了後**10年以上経過**した建物の無償による財産処分  
(転用・貸与・譲渡・取壊し)
- ・国庫補助事業完了後10年未経過で、市町村合併計画に基づき建物等の無償による財産処分
- ・特別支援学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡、認定こども園に係る幼稚園の財産処分等

報告

- ・国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当
  - ・耐震補強事業、大規模改築事業（法令等に適合させるための工事に限る）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物等の無償による財産処分
  - ・大規模改築事業（上記以外）、防災機能強化事業（上記以外）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分(国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものは除く。)

承認

地域再生計画の認定を受けた建物等の転用並びに無償による貸与

総理認定

### 有償による財産処分の場合

廃校施設等の改築を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合

手続不要

国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合

承認

処分制限期間内

# 体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

(前年度予算額：4,490,000千円)  
2019年度予定額：4,628,925千円

## 事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場（スポーツ文化拠点）として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備促進を図る。

## 交付対象事業

地域スポーツ施設	学校体育諸施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スイミングセンター新改築事業</li> <li>・スポーツセンター新改築・改築事業</li> <li>・武道センター新改築事業</li> <li>・屋外スポーツセンター新改築事業</li> <li>・社会体育施設耐震化事業 (構造体・非構造部材)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳プール新改築事業</li> <li>・水泳プール上屋新改築事業</li> <li>・水泳プール耐震補強事業</li> <li>・中学校武道場新改築事業</li> </ul>

## 算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

## 期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場（スポーツ文化拠点）を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被害者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図：地域スポーツセンター新改築事業、武道センター新改築事業

# 農林水産省



## <対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

## <政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

## <事業の内容>

### 1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

### 2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

### 3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

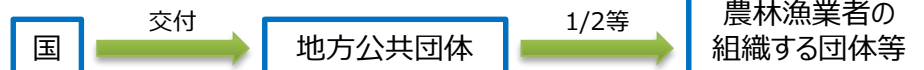
- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

## <事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



## <事業イメージ>

普及啓発

### 地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

### 都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

### 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

### 農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

### 山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

### 農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

(2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

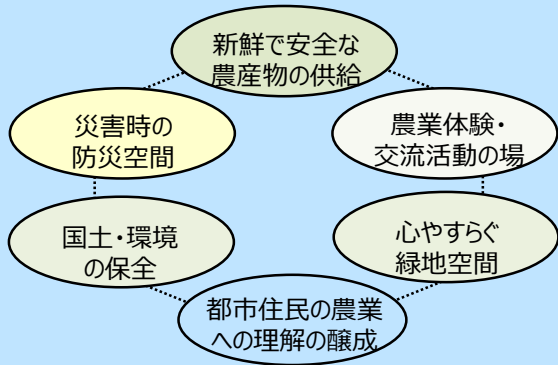
(3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

# 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）

## 都市農業振興基本法 （平成27年4月制定）

### 〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



・良好な市街地形成における農との共存  
・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する  
新たな施策の方向性

## 都市農業振興基本計画 （平成28年5月閣議決定）

### 〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

## 都市農業の多様な機能の発揮

### 都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援



都市農業の多様な機能を活用した取組に関する専門家の派遣



効果的な情報発信手法の開発・啓発事業の開催



税制度の周知や相続に関する助言を行う講習会等の開催

◇ 補助率：定額 ◇ 事業実施主体：民間団体等

### 都市住民と共生する農業経営の実現

都市農地に近接する宅地等へ配慮した周辺環境対策、防災協力農地の機能の強化等の取組を支援し、先進事例の創出と横展開を推進

- ①地域協議会による支援策の検討、都市農地の周辺環境対策、交流促進等
- ②防災協力農地が持つ防災機能の維持・強化、地域住民等への周知



農業飛散防止施設の整備



マルシェ等の開催による交流促進



防災兼用井戸の整備



ハウスを活用した炊き出し訓練

◇ 補助率：定額 ◇ 事業実施主体：地域協議会、市区町村、JA、NPO法人等

### 〔令和元年度拡充事項〕

①の支援について交付上限額の見直し【150万円→250万円（ハードについては50万円→150万円またはソフトの3/2を超えない額）】

(参考) 地方計画の策定状況

地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、その地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(地方計画)を定めるよう努めることとされている。(都市農業振興基本法第10条)

地方計画の策定状況については、平成31年3月末時点で、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県など、50の地方公共団体において策定済みである。

地方計画策定済み(9都府県、41市区)

(平成31年3月末日現在)

都道府県		策定年月日	概要
関東	埼玉県	H29. 3月	新規策定
	千葉県	H29. 12月	〃
	東京都	H29. 5月	既存計画の見直し
	神奈川県	H29. 3月	〃
東海	愛知県	〃	新規策定
近畿	滋賀県	H30. 12月	〃
	京都府	〃	〃
	大阪府	H29. 8月	〃
	兵庫県	H28. 11月	〃

市区町村		策定年月日	概要
栃木県	宇都宮市	H31. 3月	新規策定
埼玉県	川越市	〃	既存計画の見直し
	川口市	H30. 3月	〃
	和光市	H31. 3月	新規策定
	朝霞市	〃	既存計画の見直し

市区町村		策定年月日	概要
埼玉県	八潮市	H31. 3月	既存計画の見直し
千葉県	市川市	H28. 3月	新規策定
	船橋市	H30. 2月	既存計画の見直し
	松戸市	H31. 3月	新規策定
	町田市	H29. 3月	既存計画の見直し
東京都	国立市	〃	〃
	清瀬市	〃	〃
	昭島市	H29. 11月	〃
	狛江市	H30. 3月	〃
	武蔵村山市	〃	〃
	小平市	〃	〃
	東大和市	〃	〃
	板橋区	H31. 3月	〃
	杉並区	H31. 1月	〃
	世田谷区	H31. 3月	〃
	三鷹市	〃	〃
	多摩市	〃	〃
	西東京市	〃	〃

市区町村		策定年月日	概要
神奈川県	藤沢市	H29. 3月	新規策定
	厚木市	H30. 3月	〃
	川崎市	〃	既存計画の見直し
	鎌倉市	H30. 7月	新規策定
	横浜市	H30. 11月	既存計画の見直し
	海老名市	H30. 12月	〃
	平塚市	H31. 2月	新規策定
	大和市	H31. 3月	〃
静岡県	静岡市	H30. 3月	〃
愛知県	名古屋市長	〃	既存計画の見直し
	北名古屋市長	H31. 3月	新規策定
大阪府	大阪市	H30. 6月	〃
兵庫県	神戸市長	H30. 9月	〃
	西宮市長	H31. 3月	〃
	伊丹市長	H29. 3月	〃
福岡県	北九州市	H28. 5月	既存計画の見直し
熊本県	熊本市	H30. 1月	〃
鹿児島県	鹿児島市長	H29. 3月	〃

# 經濟産業省

# 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度予算額 **5.0億円**（新規）

(1) 地域経済産業グループ  
中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
(2) 中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

## 事業の内容

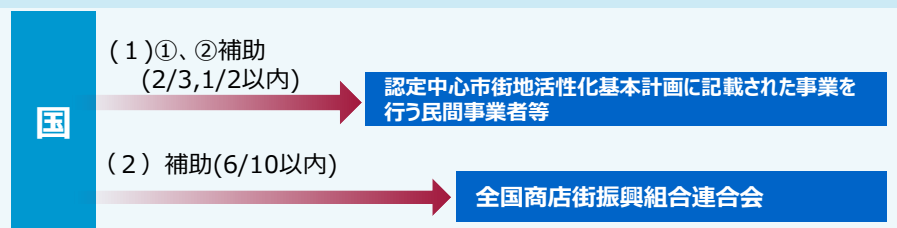
### 事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援します。

### 成果目標

- 来街者数の増加や売上の増加等を通じて、中心市街地の活性化を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ① 中心市街地活性化法に基づく、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ② プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



### (2) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

# 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事業）

## 施設整備事業

### 概要

中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設整備や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトに対する補助。

### 【例】

- ・複合商業施設整備
- ・起業促進型の施設整備（コワーキング、インキュベーション等）
- ・雇用創出型の施設整備（オフィス等）

### 補助率

重点支援事業 : 2 / 3 以内  
 まちづくり会社の事業 : 2 / 3 以内  
 それ以外の事業 : 1 / 2 以内

### 補助額

<上限>  
 重点支援事業 : 200 百万円  
 まちづくり会社の事業 : 100 百万円  
 それ以外の事業 : 100 百万円  
 <下限> : 5 百万円

## 調査事業

### 概要

地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を高める方策を探るための調査・分析に対する補助。

### 【例】

- ・ニーズ調査  
 地域に必要な都市機能の調査
- ・マーケティング調査  
 市場規模等のデータ調査
- ・機能状況調査  
 施設間の機能分担等の調査

### 補助率

自治体の費用負担あり : 2 / 3 以内  
 自治体の費用負担なし : 1 / 2 以内

### 補助額

<上限>  
 自治体の費用負担あり : 10 百万円  
 " なし : 750 万円  
 <下限> : 1 百万円

## 専門人材活用支援事業

### 概要

まち全体を俯瞰してまちづくりをコーディネートし、空き店舗対策等のまちの課題解決に取り組むなど、エリアマネジメントを行い、エリア価値の向上を図ることができるタウンマネージャー等のできるまちづくり専門人材の招へいに対する補助。

### 【例】

- ・中活基本計画の策定支援
- ・新規事業の発掘支援
- ・空き店舗出店サポート事業支援

### 補助率

自治体の費用負担あり : 2 / 3 以内  
 自治体の費用負担なし : 1 / 2 以内  
 まちづくり会社の事業 : 2 / 3 以内

### 補助額

<上限>  
 自治体の費用負担あり : 15 百万円  
 " なし : 10 百万円  
 まちづくり会社の事業 : 15 百万円  
 <下限> : 50 万円

## 魅力向上等活動事業

### 概要

商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化などの波及効果を継続的にもたらす、社会的ニーズ、公共性の高い事業に対する補助。

### 【例】

- ・空き店舗等の情報を提供し、出店希望者とマッチングを行うシステムの構築
- ・歩行者通行量を解析し、顧客分析を行うシステムの構築

### 補助率

2 / 3 以内

### 補助額

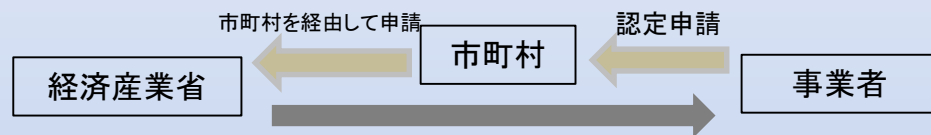
<上限> : 10 百万円  
 <下限> : 1 百万円

# 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

## 経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- **中心市街地活性化基本計画**に基づき、
  - ① **意欲的な目標を掲げ** (年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等)
  - ② **中心市街地の経済活力を向上させる波及効果**があり
  - ③ **地元からの強いコミットメント**がある**民間商業施設整備プロジェクト**に対して  
経済産業大臣が認定し、**補助金・税制優遇・低利融資**等の支援を実施。



### ● 補助金

施設整備事業補助の**補助率** 1 / 2 が **2 / 3** ,  
**補助上限額** 1 億円が **2. 0 億円**に引き上げ。

### ● 税制優遇

土地・建物の所有権の保存及び移転登記の際の  
**登録免許税を 1 / 2 に減免** (令和 1 年度末まで)

### ● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資** ※特利3は平成31年1月17日現在のもの  
**(特利 3 : 0.30~0.50%, 貸付額最大7.2億円)**

※認定中心市街地の卸・小売り業者に対する支援の特利 3 は、貸付額最大7200万円

## 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

**認定実績 : 18件**

### ① **意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること (以下のいずれか)。**

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

### ② **中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。**

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

### ③ **地元住民等の強いコミットメントがあること (以下のいずれか)。**

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

### ④ **当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画 (※) がある場合は、これに適合していること。**

(※) 立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

# 特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧 (参考)

認定：18件



【雲南市】雲南都市開発(株)  
『SAKURAMARUシエ(仮称)整備事業』  
認定：H30.4.16



【姫路市】エミス(株)  
『姫路キャスティ21コアーンB7ア  
ック商業施設整備事業』[テ  
ラッソ姫路]  
認定：H27.6.12



【高槻市】  
(株)アベストコーポレーション  
『ホテルアベストグランド高槻』  
認定：H30.4.16



【福井市】福井駅西口開発(株)  
『福井“色(しよく)”の玄関口整備事  
業』[ハピリン]  
認定：H27.8.13



【日光市】(株)オアシス今市  
『小倉町周辺整備・商業施設整  
備事業』[道の駅 日光街道二  
ニコ本陣]  
認定：H27.3.9



【富良野市】ふらのまちづくり(株)  
『フラノ・コンシェルジュ整備事業』  
[コンシェルジュフラノ]  
認定：H29.3.23



【津山市】新津山国際ホテル(株)・  
(株)HNA津山  
『新津山国際ホテル建設事業』  
[新津山国際ホテル]  
認定：H29.6.7



【長浜市】  
合同会社長浜エリアマネジメント  
『(仮称)生活文化創造拠点整備事業』  
認定：H31.4.4



【八戸市】(株)江陽閣  
『六日町地区複合ビル整備事業』  
[ガーデンテラス]  
認定：H27.5.12



【唐津市】いきいき唐津(株)  
『新天町パティオ街区再開発事業』  
認定：H30.4.16



【川越市】TKM(株)  
『旧鶴川座再生・利活用事業』  
認定：H31.4.4



【石巻市】(株)元気いしのまき  
『かわまち交流拠点形成に向けた  
商業施設整備によるまちなか活性化  
事業』[いしのまき元気市場]  
認定：H28.10.26



【諫早市】(株)タマチ  
『いざみやThird Place創出事業』  
認定：H31.4.4



【熊本市】  
九州産交ランドマーク(株)  
『(仮称)桜スクエア整備事業』  
認定：H31.4.4



【高松市】高松琴平電気鉄道(株)  
『瓦町駅核化プロジェクト事業』  
[瓦町FLAG]  
認定：H27.10.20



【掛川市】弥栄かけがわ(株)  
『東街区商業集積整備事業』  
[We+138Kakegawa]  
認定：H27.9.3



【藤枝市】  
(有)新日邦  
藤枝駅南口開発B  
街区複合施設  
整備事業』  
[オーレ藤枝]  
認定：  
H27.11.6



【小田原市】箱根登山鉄道(株)  
『旧ベルジュ新規建物建設事業』  
[トザンイースト]  
認定：H27.6.17